

令和 3 年	4 月 2 3 日	決定
令和 4 年	1 月 2 1 日	改正
令和 4 年	1 月 3 1 日	改正
令和 4 年	6 月 1 3 日	改正
令和 4 年	7 月 2 9 日	改正
令和 4 年	9 月 8 日	改正
令和 5 年	3 月 2 8 日	改正
(令和 5 年	4 月 1 日	適用)

教職員・学生 各位

保健管理センター
医学部附属病院感染制御部

COVID-19 感染者と接触した者の就業・就学制限に関する考え方について

平素より、新型コロナウイルス対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、今後の本学（医学部附属病院を含む）における、COVID-19 感染者と接触した者の就業・就学制限に関する考え方は、以下のとおり取扱いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. COVID-19 感染者との接触又は非接触の判断基準

- I. 次の II. 又は III. に非該当の場合： 非接触者扱い
- II. 感染者との接触距離が 1 m 以内かつ接触時間が 15 分以上であって、双方ともマスクをしていなかった場合： 接触者扱い＝就業・就学制限あり → 2. へ
- III. 感染者が同居家族等の場合： 接触者扱い＝就業・就学制限あり → 2. へ

2. 上記 1. で「就業・就学制限あり」の場合（濃厚接触者）の取扱い

I. COVID-19 感染者との新たな接触がない場合

i. 教職員（※委託業者等の職員を含む）^{注1)}

出勤を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から 5 日目に PCR 検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。なお、待機解除となった場合も、7 日目まで業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

ii. 学生（※病院研修生・受託実習生を含む）

通学を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から 6 日目に PCR 検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。ただし、待機解除となった場合も、7 日目まで通学以外の不要不急の外出はできる限り控え、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

II. COVID-19 感染者との継続的な接触がある場合（同居家族等が感染者の場合等）

i. 教職員（※委託業者等の職員を含む）^{注1)}

出勤を停止し自宅待機。同居する感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた

日のいずれか遅い方から5日目に教職員本人のPCR検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。ただし、別の同居家族等が発症した場合は、その発症日を起算日とする。なお、待機解除となった場合も、7日目まで業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

ii. 学生（※病院研修生・受託実習生を含む）

通学を停止し自宅待機。同居する感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方から6日目に学生本人のPCR検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。ただし、別の同居家族等が発症した場合は、その発症日を起算日とする。なお、待機解除となった場合も、7日目まで通学以外の不要不急の外出はできる限り控え、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

注1) 上記Ⅰ-i. 及びⅡ-i. に関わらず、**感染拡大状況により医療従事者数が逼迫する場合は**、医学部附属病院の医療機能の維持・継続の観点から病院長の判断により、厚生労働省の示す一定要件に該当する教職員について、待機期間の各日について毎日、PCR検査を実施のうえ連続的に陰性確認することを条件に、各日において「就業制限なし」として取扱うときがある。なお、その場合も、業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

注2) 何らかの事情で、**上記Ⅰ. 及びⅡ. の各項目にそれぞれ記載の待機期間の直後に、PCR検査を実施できない場合**も、原則として、待機解除には検査の実施と陰性確認を要するものとするが、やむを得ず検査を実施できない場合は、感染制御部又は保健管理センターが待機解除の可否を個別に判断する。

参考：日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版」（令和3年11月22日）

新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」別添「事業の継続が求められる事業者」（令和3年11月19日決定（令和4年1月25日変更））

厚生労働省「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け（令和4年3月16日付け一部改正）事務連絡）

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（同28日付け一部改正）事務連絡）

厚生労働省「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け（同7月22日付け一部改正）事務連絡）

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和4年9月7日付け事務連絡）

【備考】PCR検査を行う範囲に関する考え方

PCR検査を行う範囲に関しては、上記の基準にかかわらず、個々の事例別に決定します。

以上